

旧優生保護法下で優生手術などを受けた方に対し、 一時金320万円が支給されます

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」（以下「法」という）が成立し、公布、施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方が、生殖を不能にする手術・放射線照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、以下の条件に当てはまる方は、手続きによって一時金320万円を受け取ることができます。

一時金対象者は以下の条件を満たす方です

以下の①又は②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります

- ① 昭和23年9月11日～平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた者を除きます。）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかかな手術などを受けた方は除きます）

一時金を請求するための手続き方法

一時金を受け取るためには、国に対し、請求書を提出して、認定を受ける必要があります。旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等についてご案内し、請求を支援しますので、請求を希望される方は以下にご連絡ください。

旧優生保護法に関する相談支援センター
 ☎ 0120-031-711（フリーダイヤル）
 受付時間 8：45～17：30（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）
 上記の番号が電話中でつながらない場合は011-206-6343におかけください。
 なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。
 住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課相談室内
 FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

○請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式はご相談後、郵送しますが、北海道や厚生労働省のホームページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

道ホームページ  厚生労働省ホームページ 
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin_04351.html

○請求は相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方については相談支援センター又は道立保健所に来所いただき、請求いただくことも可能です。（※プライバシー保護のため、予約制となりますので、事前に0120-031-711にお電話ください）

網走川の洪水情報の配信について

近年、記録的な豪雨により全国的な大規模水害、土砂災害が頻発しています。また、気候変動の影響により、今後ますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。

そのため、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、網走川流域の沿川4市町、北海道、国が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進しています。

この取り組みの1つとして、大規模な洪水が網走川で発生した場合に、浸水する危険性の高い地域の皆様の携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報の自動配信を津別町全域で実施しています。

この洪水情報を活用していただくことにより、住民の皆様が自ら水害の危険性を察知し、自主的な避難に役立てていただけるものと考えております。

【配信の内容】

- 配信エリア：津別町全域（緊急メールとしてエリア内の方の携帯端末に自動配信されます）
- 配信する情報：網走川において河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報及び河川氾濫が発生した情報を配信
- 対象の水位観測所：網走川 津別水位観測所

問い合わせ先 北海道開発局網走開発建設部 ☎0152-44-6793

軽二輪届出手続きの変更について ～窓口及び届出用紙が変わります～

令和元年7月1日（月）より、軽二輪の届出手続きを以下のとおり変更させていただきます。何卒よろしくお願いたします。

1. 窓口の変更

【現在】令和元年6月28日（金）午後4時まで
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 北見事務所
北見市東三輪3丁目25-25 ☎0157-24-6130



【変更後】令和元年7月1日（月）午前8時45分から
北見運輸支局
北見市東三輪3丁目23-2 ☎050-5540-2007

2. 届出書の様式変更

令和元年7月1日の窓口変更と合わせて、軽自動車届出書等の様式をOCRシートに変更（現行の届出書等は使用できません）します。様式は、ホームページ上から印刷して使用することもできます。

※ホームページへの掲載は6月頃を予定しております。

http://www.twb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/02_syosiki_yousiki/syosiki.html

問い合わせ先 北海道運輸局 北見運輸支局登録部門
☎050-5540-2007（着信後は「0」「3」「7」と順にプッシュ）